

(2) 自転車乗車中事故に対する対策

広域整備路線を除く主要な整備道路「地域整備路線」の整備について記します。また、警視庁が公表している事故発生箇所を用いた、新たな整備道路の検討などについて示します。

(2) の掲載イメージ

(2) 自転車乗用中事故に対する対策

広域整備路線を除く主要な生活道路については、歩行者、自転車が集中する駅周辺や市内東西南北を結ぶネットワークの形成、ドライバーへの注意喚起、自転車ルール周知のためのナビマークの設置等を目的に「地域整備路線」と位置付けています。第1期自転車安全利用促進計画においては、地域整備路線の中でも、令和7（2025）年度までに優先的に自転車ナビマーク等の整備を行っていく路線を「優先整備路線」、沿道住民や関係機関との調整・合意により検討を行う路線を「要検討路線」としています。令和7年度末時点において、優先整備道路における自転車走行環境整備は完了しています。

今後の自転車走行環境のあり方としては、整備済み自転車走行環境を含めた、事故の分析とそれに対する安全対策です。過去の事故発生状況においては、交差点やT字路等における出会い頭による事故が多くなっています。注意喚起の必要性が高い箇所については、路面標示や看板などのサインを設置し、歩行者や自転車などへの安全啓発を実施します。また、主要道路を除く迂回路における事故多発箇所（要検討道路）においては、その発生状況に応じて自転車走行環境の整備を検討します。

図4-2 自転車事故発生箇所（令和6年中）

